

広島県告示第六百三十八号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第三百三十七号）第十五条の十七第一項の規定によつて、廃棄物が地下にある土地を指定区域として次のとおり指定する。

平成二十六年十月六日

広島県知事 湯 崎 英 彦

指定番号	指 定 区 域	埋立地の区分
二七	尾道市瀬戸田町沢字宮沖二二一番、二二一番一、二二一番五	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和四十六年政令第三百号。）第十三条の二第一号